

平成25年11月2日

実践経営学会会員各位

実践経営学会選挙管理委員会
委員長 前田 修身

理事選挙の実施について

錦秋の候、会員各位にはますますご健勝のことと拝察いたします。

さて、本年は理事改選の時期を迎えており、平成25年9月1日開催の第56回全国大会の会員総会において、私が選挙管理委員長を委嘱されました。そこで本部事務局と打ち合わせを行った結果、今回の総会において承認された若干の改正事項（『会報（76号）』に掲載）を含めて、「実践経営学会規約（以下「規約」という）」および「実践経営学会理事選挙内規（以下「内規」という）」に基づき、下記要項にて実施することといたします。

本学会のさらなる飛躍を託す理事の選出に、ご投票をお願い申し上げます。

11月2日に次の4点の書類を郵送いたしました。

- ①理事選挙実施要項
- ②理事選挙被選挙人名簿
- ③実践経営学会理事選挙投票用紙（10名連記用1枚）
- ④★返信用封筒

理事選挙実施要項

1. 投票方式・投票方法及び投票期間

- (1) 内規第9条により、投票は郵送方式とする。
- (2) 投票は、内規第8条により10名連記の無記名投票とする。
（被選挙人名簿に登載された会員の中から、地域別表示にとらわれずに10名を選び、所定の投票用紙に氏名を記入し、投票用紙1枚にて行うものとする）
- (3) 投票は、同封の★返信用封筒に投票用紙を入れて行うものとする。
- (4) 投票期間は平成25年11月18日（月）から同年11月22日（金）（消印有効）までとする。（日本大学経済学部庶務課のご協力を得るために、投票期間がやや短くなっています。ご了解ください）

2. 被選挙権を有さない会員

規約及び内規の定めるところにより、次の各号の1つに該当する会員は被選挙権を有していない。したがって被選挙人名簿には登載されない。

- ①顧問、名誉会員
- ②理事選挙の投票締切日現在（今回は11月22日）、本会会員となって1年を経過していない会員
- ③理事選挙を実施する前年度（今回は第45期）までの会費が未納の会員。
- ④在外特別会員1、在外特別会員2

3.期間前投票

やむを得ない事由のために、投票期間中に投票することのできない会員は、所定の手続きにより期間前投票をすることができる。

期間前投票を希望する会員は、その理由を付した書面（様式は任意）を添えて、★返信用封筒を別の封筒に入れて、学会事務局長経由にて選挙管理委員長あてに郵送すること。

4.開票とその後の手続きについて

(1) 内規第12条により、次の投票は無効とします。

- ① 委員会所定の投票用紙を用いないもの
- ② 被選挙人以外の氏名を記載したもの
- ③ 被選挙人氏名の記載がないもの
- ④ 所定の人数を超えて記載したもの
- ⑤ ペンネーム等を記載したもの
- ⑥ 印書または印刷によるもの
- ⑦ 個票にバラバラにされた投票用紙

(2) 開票と新理事の確定

- ① 郵送先は日本大学経済学部庶務課のご協力を得て、「投票期間中の完全保管」と「期間終了時による封印」、ならびに「開票作業直前での選挙管理委員長への引き渡し」の方法をとることとした。
- ② 開票作業は、選挙管理委員長及び理事会において承認された選挙管理委員が行い、内規第14条に基づき新理事を決定する。
- ③ 理事の定数は、学会規約第9条により30名以内とする。なお、内規第5条により、理事選出後において欠員が生じた場合でも、補欠選挙は行なわない。
- ④ 新理事の概要はすべての選出プロセスの終了後、学会ホームページに掲載する。 以上